

「市政改革プラン3.1」に基づく取組等

取組項目1

【保育サービスにおける受益と負担の適正化】

計画	取組の方針・目標内容	当年度の取組内容
	<p>(趣旨・目的) 保育サービスにおける市民(受益者)負担の公平性の確保に向けた取組を推進する。</p> <p>(取組の概要) あらゆる取組を通じて未収保育料の解消を図る。 ・保育所保育料の納期内納付の徹底 ・早期未収案件への納付督促 ・悪質な滞納事案に対する滞納処分の実施など</p> <p>(目標) 前年度実績以上の徴収率の確保</p>	<p>(取組の内容) ・保育料納期内納付に向けて口座振替未加入者への加入の徹底。 ・児童手当から保育料への直接徴収の実施。 ・早期の納付督促の実施。 ・悪質な滞納事案に対する差押等の滞納処分の実施。</p> <p>(目標) 前年度実績以上の徴収率の確保 (参考)2年度実績 現年度 98.2%、過年度 38.6%</p>

中間振り返り	取組内容の実施見込み	(i)実施見込み (ii)実施できない見込み	課題と改善策 ※左記が「②」の場合は必須
	目標の達成見込み	①:達成見込み ②:達成できない見込み	

自己評価	当年度の取組実績及び目標の達成状況		課題と改善策 ※左記が「②」の場合は必須
	<p>(取組実績) ・保育料納期内納付に向けて口座振替未加入者への加入の徹底。 ・滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかけ。児童手当から保育料への直接徴収(特別徴収)の実施。 ・早期の納付督促の実施。 ・悪質な滞納事案に対する差押等の滞納処分の実施。</p> <p>(目標の達成状況) ・現年度保育料徴収率 98.0%(R3 98.4%) ・過年度保育料徴収率 45.0%(R3 42.1%)</p>	②	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減収している世帯の状況を考慮しつつ、丁寧な納付交渉を行い、徴収率の向上に向けた取り組みを行ったが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う保育料の軽減対応のため、現年度保育料の納期限を保育の実施月より2か月延伸している。そのため現年度保育料の徴収対策に取り組める期間が短くなり収収率が低調であった。 次年度についても引き続き世帯の状況を考慮しつつ、丁寧な納付交渉を行い、徴収率の向上に向けた取り組みを行う。</p>
①:目標達成 ②:目標未達成			

